

令和 7 年 7 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 31 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林市役所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵上 憲明	22	井野 実	23	高岩 昭市
24	下村 勲	25	指宿 浩利	26	前田 次雄	27	丸尾 義盛
28	池田 幸一	29	牟田 奈穂美	30	井口 紀男	31	山下 市郎
32	大山 則夫	33	荏野 忠義	34	大久津和幸	35	新竹 正男
36	武田 善昭	37	福本 正三	38	園田 友弘		

欠席 井野 実 委員

事務局

事務局長	村岡浩二	主幹	藤崎浩一	主幹	山中 猛		
主査	池田尚樹	主査	橋谷理己				

議 題

報告第 9 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 51 号 非農地証明願い承認について

開議 午前 9 時 30 分

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 7 月の行事实績及び 8 月の行事予定を報告します。

(7 月の行事实績及び 8 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 7 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 9 号の 2 件、議案が第 46 号から第 51 号の 56 件、合計 58 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 4 番吉村委員、9 番田原委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
下記のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったから報告する。

(報告第 8 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 46 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 5 小委員会に付託されました。7 月 17 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

番号 1 番、知人から贈与を受けるものです。営農計画書添付です。

番号 2 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 45,106 円。

番号 3 番、兄から贈与を受けるものです。営農計画書添付です。

番号 4 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 138,122 円。

番号 5 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 85,763 円。小林に住んでいる親と農業をしています。

番号 6 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 400,000 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 6 小委員会に付託されたので、7 月 17 日に会長、課長代理同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

番号 7 番、隣接農地の所有者から贈与を受けるものです。

番号 8 番、申請地を購入し、農業経営を行うものです。営農計画書添付です。

番号 9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 5,000 円。

番号 10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 265,252 円。
番号 11 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 343,191 円。
番号 12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 294,985 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 47 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 小林地区は計 15 件、田 16,749.89 m²、畑 80,915.84 m²、樹園地 35,415 m²、計 133,080.73 m²。

審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 12 件、田 15,108 m²、畑 220,261.96 m²、計 235,369.96 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画について、賃借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 48 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 48 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 48 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 1 番、一般事業、即売です。単価 190,186 円です。
2 番、一般事業、即売です。単価 313,808 円です。
3 番、支援事業、即売です。単価 350,000 円です。
4 番、支援事業、即売です。単価 350,000 円です。
5 番、一般事業、即売です。単価 107,597 円です。
6 番、支援事業、即売です。単価 217,628 円です。
7 番、支援事業、即売です。単価 186,916 円です。

8 番、一般事業、即売です。単価 48,828 円です。
9 番、一般事業、即売です。単価 178,094 円です。
即売 7 件、田 7,095 m²、畑 15,489 m²、計 22,584 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 10 番、支援事業、即売です。単価 108,284 円です。
11 番、支援事業、即売です。単価 195,623 円です。
12 番、支援事業、即売です。単価 175,009 円です。
13 番、支援事業、即売です。単価 253,037 円です。
14 番、支援事業、即売です。単価 200,000 円です。
野尻地区は計 3 件、田 17,699 m²、畑 5,444 m²、計 23,143 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 48 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 49 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 49 号、農地法 4 条の規定による許可申請書進達についてです。

1 番、530 m²の一般個人住宅、進入路の追認申請です。申請人の父（亡）が住宅を建設した際、住宅の一部が農地まで越境していたことが判明したための申請です。

2 番、98 m²の道路敷地の追認申請です。申請人の父（亡）が畑と住宅の進入路として使用していた申請地が農地であることが判明したための申請です。

3 番。197 m²の道路敷地の追認申請です。申請人の父（亡）が畑と住宅の進入路として使用していた申請地が農地であることが判明したための申請です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 50 号 1 番朗読)

ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 5 条・非農地証明の事前審査を第 4 小委員会に付託されました。
7 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 50 号、農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてです。
1 番、真方の二原です。転用の理由は、一般住宅、侵入路、車庫、家庭菜園、庭
です。1 種農地です。面積の修正があり、1,819.19 m²になりました。
小委員会後の面積修正がありましたので、事務局の補足説明をお願いします。

事務局 補足説明いたします。小委員会の意見を申請者にお伝えしたところ、農地を分筆
し、1,819.19 m²に縮小し修正をされました。
修正後は、より精査された敷地利用計画図となっており、分筆後に残る農地の形
状にも配慮した内容となっております。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見
書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 51 号、非農地証明願承認についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 51 号、非農地証明願承認について
下記のとおり、非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 51 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案 51 号、非農地証明願いの承認について。
1 番、堤亀尾原です。公衆用道路です。
2 番、南西方下水流、十三塚です。雑種地です。周りは宅地です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻町区分です。議案 51 号、非農地証明願いの承認について。
3 番、須木内田岩前です。山林です。周りも山林です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 51 号、非農地証明願い承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 7 月 31 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印